

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

綾瀬市長

市町村名 (市町村コード)	綾瀬市 (14218)	
地域名 (地域内農業集落名)	中村地区 (ー)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月25日 (第 2 回)	

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

主に露地・施設園芸や果樹による土地利用が行われているが、農地区画が狭小である、水はけが悪い、土中にがれきが混入しているなど畑としての条件は良くない農地が多く、営農条件が悪い点が課題である。

地区内に農作業受託組織などが存在せず、地区内の農地や農作業の受け手が将来的に不足することが懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・比較的初期投資がかからない果樹（栗、柿）による農地保全を検討していく。
- ・担い手不足解消に向け、既存の地区内農業者や規模拡大を意向する若手農業者を支援していく。
- ・将来的な農地の受け手として、区域外から農業法人等の誘致や農作業受託組織の設立を検討していく。
- ・盛り土など農地の条件改善に向けた取組を検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	13.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	13.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農業上の利用が行われる区域は、農振農用地区域内の農地とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
地域の担い手への集積・集約化による農地管理を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地所有者の貸付意向時期に配慮し、農地バンクへの貸し付けを推進していく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
盛り土や区画拡大など営農条件の改善に取り組んでいく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びＪＡと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業受託組織の設立を検討していく。 必要に応じ、ＪＡで耕耘作業等の相談・実施及び小規模農家への農業用機械貸出等を行っていく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ⑤比較的初期投資がかからない果樹（栗、柿）による農地保全を検討していく。				